

# 栃木県会計年度任用職員（業務支援員） 募集要項

栃木県保健福祉部こども政策課では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

## 1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県保健福祉部こども政策課 (宇都宮市塙田1丁目1番20号 県庁本館5階南側)	○事務補助 ・PCによる資料作成 ・書類の数字の確認や検算 ・電話・来客対応 ・その他、担当職員が指示する事務補助

## 2 勤務条件

- (1) 任 期 令和8(2026)年1月13日から令和8(2026)年3月31日まで  
なお、採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。  
1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）  
午前9時から午後4時まで  
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。  
原則として時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 報 酬 ①時 給 1,489円（令和7(2025)年4月1日現在）  
②通勤手当 当方規程により通勤手当を支給  
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 休 暇 当方規程により、忌引休暇等の有給又は無給の休暇の付与があります（任期が6月に満たないため年次有給休暇の付与はありません。）。
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。  
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

## 3 募集対象

次の（1）から（3）までの全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）  
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人  
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフトなど）の操作が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

## 4 受付期間

令和7(2025)年12月15日(月)から令和7(2025)年12月19日(金)まで

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

## 5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて、次の日時に個別の面接及び簡単なPC入力操作に係る能力審査を行います。

- (1) 日 時 令和7(2025)年12月下旬(申込みをいただいた後に、履歴書記載の連絡先に御連絡をし、個別に調整させていただきます。)
- (2) 場 所 栃木県庁本館(日時と併せて御連絡します。)

## 6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和7(2025)年12月19日(金)必着】

- 履歴書(写真付)

※ 履歴書は市販のもので結構です。

自筆で必要事項を記入してください。

持参の場合には、平日の8時30分から17時15分までの間にお越しください。

郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。  
提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(県庁本館5階南側)

栃木県保健福祉部こども政策課 子ども・子育て支援班 (TEL028-623-2070)

## 7 結果の発表

選考結果については、面接後速やかに電話で御連絡いたします。

※連絡先は、面接時に確認します。

## 栃木県庁案内図



## 県庁舎配置図



## 問い合わせ先

栃木県保健福祉部こども政策課

## 子ども・子育て支援班

電話 028-623-2070